

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 5 月 28 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 報告第 3 号 平成30年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 4 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 5 号 専決処分事項の承認について（平成31年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第12 議案第33号 愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第13 議案第34号 愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第14 議案第36号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第37号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第38号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第17 議案第39号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 議案第40号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第19 請願第 2 号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第20 議案第35号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第21 同意第 1 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第 2 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第23 諮問第 1 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第24 諮問第 2 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会計室長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前9時30分 開会

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申し出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、9番・神田康史議員、10番・島田浩議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、5月21日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、5月21日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日5月28日から6月21日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月21日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月21日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろし

くお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・諸般の報告について

#### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

海部南部水道企業団議会議員の河合克平議員、お願いいたします。

#### ○18番（河合克平君）

では、海部南部水道企業団議会の報告をさせていただきます。

海部南部水道企業団は、平成31年第1回定例会を平成31年3月6日に開催いたしました。

付議事件として、議案第1号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、質問、討論もなく全員賛成にて可決・成立いたしました。

議案第2号：海部南部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてと、議案第3号：海部南部水道企業団給水申込者の分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例については、一括して審議がされました。

消費税の増税分の負担について、一般家庭が使用する口径13ミリ、20ミリ、また10立方、20立方は幾ら水道料がふえるのかの質問には、年間300円から700円ほどになるとの答弁でした。

高い水道代をより高くする料金の値上げをしなくても、現在の企業団運営の収益に影響はない、消費税増税分の転嫁には反対との反対討論の後、2号議案は賛成多数で可決・成立、3号議案も同様に賛成多数で可決・成立いたしました。

議案第4号：海部南部水道企業団条例の左横書きに関する特例措置条例については、質問・討論なく全員異議なく可決・成立いたしました。

議案第5号：平成31年度海部南部水道企業団水道事業予算については、収益的収入、予算総額25億5,800万6,000円、収益的支出22億8,048万3,000円、資本的収入、予算総額1億4,044万5,000円、資本的支出9億6,965万8,000円の提案がありました。

質疑では、起債残高の12億円の毎年の償還金の推移はどうなるのかの質問には、平成33年には1億6,000万円となり、その後は1億円を切るという答弁でした。

また、5年前と比べ県水受水費と支払利息は幾ら減少しているのかとの質問には、県水受水費で1,382万円の減少、支払利息で5,122万円の減少をしたとの答弁でした。

経費の削減では合計で6,500万円ほどになり、水道料金を引き下げることができるのではとの質問には、水道法にある豊富・清浄・低廉の3原則はあるが、今後の更新工事を考えると、現行料金で一年でも長くやっていきたいとの答弁でした。

その後、反対討論、賛成討論、反対討論がされ、賛成多数で可決・成立いたしました。

続いて令和元年第1回臨時会が、令和元年5月22日に開催されました。

付議事件として、議案第6号：令和元年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）については、収益的収入、補正額194万4,000円、補正後の予算額25億5,995万円、収益的支出、

補正額14万4,000円、補正後の予算総額22億8,062万7,000円、資本的収入、補正額3,240万円、補正後の予算総額1億7,284万5,000円、資本的支出、補正額3,240万円、補正後の予算総額10億205万8,000円との提案がありました。

質疑では、資本的支出が負債勘定となるため、企業の利益を圧迫しているのでは、資本的収入は収益的収入とすべきではないかとの質問には、条例で定められているので適法であるとの答弁でした。

反対討論の後、賛成多数で可決・成立いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

御苦労さまでございました。

続きまして去る4月11日、三重県で開催されました第102回東海市議会議長会定期総会において吉川三津子議員が議員在職15年以上の表彰を受けられました。

ここに多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和元年6月愛西市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

5月1日、新しい時代が幕をあげ、元号も新たに令和となりました。

昨年、天皇陛下に本市を御訪問いただいた際の記憶はまだみずみずしく、船頭平閘門を初めとした文化遺産の継承の大切さを実感しております。

市観光協会では観光船を運行しており、船頭平閘門の通過を体感していただけます。こうした観光資源につきましても、市内外の多くの皆さんに知っていただけるよう皆様方のお力添えを賜りたいと思います。

また、5月1日は令和初日を記念し、婚姻届を受領する特別窓口を開設いたしました。当日は晴れやかな幾組もの御夫婦とされるお二人を祝福することができ、市といたしましても喜びに満ちた一日となりました。愛西市で新たな生活をスタートされる皆様方はもちろん、市民の皆様方とともに手を携え、第2次愛西市総合計画に基づく「ひと・自然 愛があふれるまち」の実現に向け、新しい時代をともに歩んでまいりたいと考えております。

昨今、日本全体は異常気象に見舞われております。先日も、屋久島では記録的な大雨に見舞

われました。梅雨のシーズンを目前にし、市民の皆様方には災害に対し十分な備えをお願いしたいと思います。

先日には、愛西市消防団観閲式を開催いたしました。議員各位並びに消防関係者、地域の皆様方にはお忙しい中、御協力をいただき感謝申し上げます。消防団の皆様方には常日ごろから、地域の安心・安全確保のため活動していただいていることに対しましてお礼を申し上げます。今後とも、防災・減災の中心的な役割を担う地域に根差した消防団活動に、地域・行政が連携をし防災力の向上に努めていきたいと考えております。

さて、本定例会に提出をいたします案件につきましては、専決処分事項の報告1件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、専決処分事項の承認5件、条例制定1件、条例一部改正5件、補正予算2件、人事案件4件の計19件となっております。各議案とも慎重に御審議をいただきますようお願い申し上げますとともに、各議案の内容につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第2号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第5・報告第2号：専決処分事項の報告について、報告をお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、報告第2号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）御説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解についてを別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。平成31年4月17日に専決をいたしました。

その内容につきましては、1枚はねていただきまして、職員の交通事故による損害賠償の額12万3,900円とし、和解を行ったものでございます。事故の概要及び和解の相手方は議案書のとおりでございます。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第3号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第6・報告第3号：平成30年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、報告第3号：平成30年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを御説明いたします。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。本日提出、市長名でございます。

それでは、最後のページをごらんください。

平成30年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、昨年12月議会及び本年3月議会で議決をしていただきました繰越明許費につきまして、令和元年度への繰越額が確定いたしましたので、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、プレミアム付商品券事業、小学校トイレ改修事業、小学校施設非構造部材耐震化事業、小学校空調整備事業、中学校空調整備事業の5事業におきまして、年度内に完了ができなかったものでございます。

繰越額につきましては、5事業で合計7億7,568万5,000円でございます。主な財源内訳といたしましては、国県支出金で1億4,840万6,000円、地方債で5億9,190万円、一般財源で3,537万9,000円でございますので、よろしくお願いをいたします。

報告第3号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・承認第1号及び日程第8・承認第2号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第7・承認第1号及び日程第8・承認第2号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、初めに承認第1号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）御説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解についてを別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、職員の自動車事故による相手方の運転者の損害賠償の額の決定及び和解について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をいたしましたので、議会へ報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。平成31年4月17日に専決いたしました。

その内容につきましては、恐れ入りますがもう一枚はねていただきまして、交通事故による損害賠償の額141万155円とし、和解を行ったものでございます。事故の概要及び和解の相手方は議案書に記載のとおりでございます。

続きまして、承認第2号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）御説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。本日提出、市長名で  
ございます。

提案理由といたしましては、職員の自動車事故における相手方の同乗者の損害賠償の額の決定及び和解について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分を  
いたしましたので、議会へ報告し、承認を求めます必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。平成31年4月17日に専決をい  
たしました。

その内容につきまして、1枚はねていただきまして、交通事故による損害賠償の額162万  
1,663円とし、和解を行ったものでございます。事故の概要及び和解の相手方は議案書に記載  
のとおりでございます。

いずれも、報告第2号と同一の事故でございます。

以上、承認第1号及び承認第2号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・承認第3号（提案説明）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第9・承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の
一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改
正する条例）について、御説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。本日提出、市長名でござ
います。

提案理由といたしまして、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について議会を招集す
る時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をいたしましたので、議会へ報告し、
承認を求めます必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。平成31年3月31日に専決をい
たしました。

今回の一部改正の内容は、課税限度額の引き上げ及び軽減の対象となる所得判定基準の引き
上げの2点となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

地方税法施行令の改正に伴い、第2条第2項の基礎課税額の限度額「58万円」を「61万円」
に改正するものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

第23条に規定する税の軽減判定の所得基準額を引き上げるものでございます。第2号の5割軽減につきましては、加算額「27万5,000円」を「28万円」に、第3号の2割軽減におきまして、加算額「50万円」を「51万円」に改正するものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則におきまして、第1項で施行期日を平成31年4月1日から施行、第2項で改正後の条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、承認第3号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・承認第4号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第10・承認第4号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、承認第4号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）を御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の改正に伴い、条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分しましたので、議会へ報告し、承認を求めなければならないからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専決処分書の写しでございます。平成31年3月31日に専決をいたしました。

改正内容につきましては、承認第4号、資料2をもとに御説明させていただきますので、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

資料2の1ページ中段に記載してありますとおり、本条例は3条立てとなっており、第1条は現条例の改正、附則の一部を改正するものであり、第2条及び第3条は過去に改正した条例の改正附則の一部を改正するものでございます。

主な内容でございますが、2. 改正の内容をごらんください。

第1条関係でございます。

附則第7条の3の2につきましては、消費税率10%の対策として、住宅に係る駆け込み、反動減対策のため、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するものと、個人住民税の適用手続の要件緩和をするものでございます。

附則第10条の2、第10条の3、第13条の2につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てか

え家屋の減額措置の創設、また法律及び法令改正にあわせて引用する条項を改正するもの、条例の項ずれをそれぞれ整備するものでございます。

附則第16条及び附則第16条の2につきましては、軽自動車税のグリーン化特例及び賦課徴収の特例を3段階で改正する第1回目の改正で、重課、13年を経過した車両に税率を上乗せをするものを今年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課、燃料性能に応じた軽減を削除するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第2条においては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定を整備するものでございます。

第3条においては、税務申告の電子化が義務づけられている大法人の災害時における措置について規定をするものでございます。

なお、施行期日は全て平成31年4月1日でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・承認第5号（提案説明）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第11・承認第5号：専決処分事項の承認について（平成31年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、承認第5号：専決処分事項の承認について（平成31年度愛西市一般会計補正予算（第1号））について御説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度愛西市一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、日光川西悪水土地改良区総代会総代補欠選挙の執行に伴う予算の補正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、議会へ報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専決処分書の写しでございます。平成31年4月5日に専決をいたしました。

次ページをごらんください。

補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、総額を209億3,916万円とするものでございます。

主な内容につきましては、御説明をさせていただきます。

歳出におきまして、総代の死亡に伴います補欠選挙の執行経費につきまして、今回、補正計上をさせていただきました。

歳出の8ページ、9ページをお開きください。

過去の状況を判断し、無投票を想定して必要経費を計上いたしました。

まず1節の報酬で、選挙長及び選挙立会人等の報酬6万5,000円、11節の需用費で事務用品9万円、12節の役務費で郵便料5,000円の計上をさせていただきました。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入では、12款分担金及び負担金、2項負担金、4目総務費負担金におきまして、土地改良区総代会総代選挙等執行経費見積基準に基づき、日光川西悪水土地改良区の負担額12万9,000円を計上し、不足する一般財源を財政調整基金繰入金で3万1,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第33号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第12・議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明させていただきます。

愛西市森林環境譲与税基金条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛西市森林環境譲与税基金を設置するため必要であるからです。

1枚はねていただきまして、各条文の内容について御説明いたします。

第1条は、愛西市における木材利用の促進及び普及啓発に必要な財源を確保するため、基金の設置について定めるものでございます。

第2条は、基金の積み立てについて定めるもので、予算の定める額としています。

第3条は、基金の管理について定めるものでございます。

第4条は、運用益金の処理について定めるものでございます。

第5条は、繰りかえ運用について定めるもので、基金の現金を繰りかえて運用することができるとしています。

第6条は、基金の処分について定めるものでございます。

第7条は、委任事項について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第34号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第13・議案第34号：愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、議案第34号：愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、教育長が特別職の身分を有したことに伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

第2条中、副市長の後に教育長を加える改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第14・議案第36号（提案説明）**

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、日程第14・議案第36号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

それでは、議案第36号：愛西市税条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車税の税率の特例を定める等のため必要があるからでございます。

改正内容につきましては、議案第36号資料2をもとに御説明させていただきますので、資料をごらんいただきたいと思います。

資料2の1ページ中段に記載してありますとおり、本条例は2条立てとなっており、第1条は令和元年10月1日及び令和2年1月1日、第2条は令和3年1月1日及び令和3年4月1日を施行期日として改正するものでございます。

主な内容でございますが、2. 改正の内容をごらんください。

第1条関係でございます。

第36条の2につきましては、個人市民税申告書記載事項の簡素化を図る改正をするものでございます。

第36条の3の2と、1枚おめくりをいただきまして、第36条の3の3につきましては、単身児童扶養者の扶養親族申告書、給与と年金それぞれにおいて記載事項を追加する改正をするも

のでございます。

第36条の4につきましては、条例の項ずれ及び字句を整備するものでございます。

附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第15条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割について、非課税とする臨時的軽減の規定、賦課徴収の特例、税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税のグリーン化特例及び賦課徴収の特例を3段階で改正する第2回目の改正で、重課、13年を経過した車両に税率を上乗せする規定を整備し、令和2年度及び令和3年度分の軽課、燃料性能に応じた軽減を新設するものでございます。

次に、第2条関係でございます。

第24条につきましては、個人市民税について、単身児童扶養者を非課税措置の対象とする改正をするものでございます。

附則第16条、附則第16条の2につきましては、軽自動車税のグリーン化特例及び賦課徴収の特例を改正する第3回目の改正で、令和4年度分及び令和5年度分の軽減対象を電気軽自動車等に限定する規定を新設するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第37号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第15・議案第37号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第37号の御説明をさせていただきます。

愛西市介護保険条例の一部改正について。愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正の内容は、低所得者第1段階から第3段階までの保険料の軽減をするものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

第4条第2項では、保険料の減額賦課に係る第1段階に該当する者の保険料率を令和元年度から令和2年度まで2万3,000円とするものでございます。

同条第3項では、第2段階に該当する者の保険料率を令和元年度から令和2年度まで2万9,100円とするものでございます。

同条第4項では、第3段階に該当する者の保険料率を令和元年度から令和2年度まで3万8,300円とするものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則におきまして、第1項で施行期日を公布の日から施

行、第2項で改正後の条例の規定は令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第38号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第16・議案第38号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（横井利幸君）

それでは、議案第38号：愛西市火災予防条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

恐れ入りますが、愛西市火災予防条例の一部改正新旧対照表をごらんください。

住宅用防災機器の設置の免除に関するもので、第29条の5第1号につきましては、住宅部分に設置されたスプリンクラー設備のヘッド種別の改正、同条第6号につきましては、新たに追加したもので、同条第6号以降を繰り下げまして、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨を定めております。

議案本文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第39号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第17・議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ826万7,000円を追加、総額を209億4,742万7,000円とするものでございます。

主な内容につきまして御説明させていただきます。

初めに3ページをごらんください。

第2表の地方債補正では、平成30年度一般会計補正予算（第6号）において繰越明許補正をいたしました事業のうち、教育関係の2事業に係る市債につきまして、減額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入全般につきましては、私から御説明をさせていただきます。

7ページ、8ページをごらんください。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税で、木材利用の促進や普及・啓発等の森林整備支援として240万円の補正計上でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、消費税率の引き上げに伴い、低所得者介護保険料軽減負担金として945万9,000円、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金で、繰越明許費の関係で、学校施設環境改善交付金として4,016万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく6目商工費国庫補助金で、プレミアム付商品券事務費補助金として2,706万6,000円と事業費補助金として4,900万円の補正計上でございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で、消費税率引き上げに伴い、低所得者介護保険料軽減負担金として473万円の補正計上でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金で、制度変更に伴うシステム改修等の財源として、幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金540万8,000円の補正計上でございます。

次に、第2表地方債補正でも御説明をさせていただきましたが、21款市債、1項市債、3目教育債で、屋内運動場非構造部材耐震改修事業債6,290万円、小学校トイレ改修事業債3,050万円の減額補正をお願いするものでございます。

また、不足する財源を18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で4,376万8,000円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの所管部長より御説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私のほうから健康福祉部所管に関するものについて説明させていただきます。

補正予算書の11ページ、12ページをごらんください。

3款民生費、1目社会福祉費、2目老人福祉費におきまして、佐織総合福祉センターの公共下水道接続工事に伴い、13節で管理委託料41万1,000円を、15節で接続工事費711万7,000円をお願いするものでございます。

28節、介護保険特別会計繰出金として、1,929万9,000円計上いたしました。これは消費税率増額に伴う低所得者への介護保険料軽減分及び介護保険システム改修に係る事務費を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。低所得者介護保険料軽減に伴う歳出として、国庫支出金、県支出金それぞれ計上しております。

次に、13、14ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節役務費で、風疹予防接種の支払手数料として55万8,000円を計上いたしました。

3目母子衛生費、23節償還金、利子及び割引料で、母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴う過年度返還金といたしまして、16万3,000円をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

次は子育て支援事業担当部長より御説明申し上げます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、健康福祉部所管のうち、児童福祉に関するものについて御説明させていただきます。

11ページ、12ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、国の幼児教育・保育無償化事業に対応するために、時間外勤務手当など540万8,000円を補正計上させていただくものでございます。

次に、2項児童福祉費、3目保育園費では、佐屋中央保育園駐車場整備事業のための土地購入費など2,203万2,000円を補正計上させていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

○産業建設部長（山田哲司君）

私のほうからは、産業建設部の所管に関するものについて説明をさせていただきます。

それでは11ページ、12ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、11目基金費で、森林環境譲与税基金積立金として今後の木材利用の促進や普及啓発等に資するため、240万円を計上させていただきました。

続きまして13ページ、14ページをごらんください。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費で、消費税、地域消費税率の10%への引き上げや、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響の緩和とともに、地域の消費喚起を目的に実施するプレミアム付商品券事業費として7,606万6,000円を計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

次は消防長より御説明申し上げます。

○消防長（横井利幸君）

私からは、消防本部所管に関するものにつきまして御説明させていただきます。

引き続き13、14ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節需用費で、修繕料といたしまして、本署2階事務所等空調設備の修繕料311万1,000円をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

次は教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（大鹿剛史君）

教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

15、16ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費におきまして、13節委託料で立田南部、立田北部、八輪、開治小学校の屋内運動場非構造部材耐震改修工事实施設計委託料として920万円の追加をお願いしております。

また、佐屋、市江小学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事並びに佐屋小学校トイレ改修工事の監理委託料446万9,000円を減額、15節工事請負費で工事費1億3,572万9,000円を減額いたしました。

3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料で、永和中学校トイレ改修工事实施設計委託料270万円の追加をお願いしております。

以上で、令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第40号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第18・議案第40号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第40号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,660万9,000円とする。本日提出、市長名でございます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いします。

歳入におきまして、1款保険料で、介護保険料第1段階から第3段階に該当する被保険者の保険料軽減に伴い、1,891万8,000円を減額いたしました。

4款国庫支出金で、介護報酬改正等に伴う介護保険システム改修補助金として37万8,000円を計上いたしました。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金で、低所得者の介護保険料軽減分といたしまして1,891万8,000円を、5目その他一般会計繰入金で、システム改修に係る国庫補助金を差し引いた38万1,000円を計上いたしました。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費で、介護保険システム改修委託料として75万9,000円を計上いたしました。

2款保険給付費におきまして、保険料軽減による保険料と一般会計繰入金の財源振替でござ

います。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・請願第2号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・請願第2号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○18番（河合克平君）

では、子どもの医療費完全無料化を求める請願書について紹介議員を代表して河合克平、提案をさせていただきます。

朗読して提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2019年5月16日、子どもの医療費完全無料化を求める請願書、愛西市議会議員・鷺野聰明殿、請願団体、子どもの医療費無料化をすすめる会、愛西市須依町北前2361-1、代表・河合正美、紹介議員、真野和久、河合克平、加藤敏彦です。

紹介の請願の趣旨ですが、2018年の8月から中学生の通院の一部公的支給が始まりました。市民の願いがようやく受け入れられ、通院医療費の負担が軽減されたことは、一歩前進です。

しかし、申請に当たっては、「何度もいけないので、いつまでに申請すればいいのか」「窓口が開いている時間にはいけない」「申請を諦めた」「今までどおり病院窓口で負担をしなければならないのは負担が大変」などの声は、なくなることがありません。

隣の津島市では、ことしの4月から中学生までの医療費無料化が始まり、所得制限はありますが、高校生までの無料化を行う進んだ医療費助成制度となりました。

愛西市が、なぜ、おくれた自治体となっているのか、納得がいきません。本来ならば、少子化対策として行うべきものです。市のため込み金が200億円になろうとしています。そのため込み金の利子・配当金は、2016年度で1億6,000万、2017年度で1億2,000万円にもなります。実質的な借金は13億円です。財政的にできない状況ではありません。

「住民の福祉の向上」という自治体本来の役割を果たしてください。市民が納めた税金を眠らせておくのではなく、市民一人一人の福祉に活用してください。

「子ども医療費無料化を行わない愛西市は市民としても恥ずかしい」と高齢者の方からの声も届きます。愛西市の未来を担う子供たちが、平等に、医療費に対する不安なく暮らせることが「ひと 自然 愛があふれる」まちの第一歩になります。

愛西市議会におきましては、市民の代表として市民の切なる思いを酌み取り、御判断していただきたく、ここに請願いたします。

請願事項、中学卒業まで医療費を完全無料にしてください。

以上、提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

ここで休憩をとらせていただきます。

再開は10時40分といたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第35号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第20・議案第35号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第35号：愛西市税条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名で  
ございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特例控除対象寄  
附金を定める等のため必要があるからでございます。

改正内容につきましては、議案第35号資料2をもとに御説明させていただきますので、資料  
をごらんいただきたいと思っております。

主な内容でございますが、資料2の1ページに改正の内容をごらんください。

第34条の7につきましては、ふるさと納税制度の見直しに伴い、個人市民税の寄附金税額控  
除の対象を総務大臣の指定を受けた特例控除対象寄附金とする改正をするものでございます。

3つ下、附則第7条の4につきましては、法律及び法令改正にあわせて引用する条項を改正  
するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、附則第9条、第9条の2につきましては、総務大臣の指定  
を受けた特例控除対象寄附金を支出したとして申告特例通知書が送付されたときは、申告特例  
控除額の適用があるものとするものでございます。

その他の改正内容につきましては、改元に伴い平成を令和に改めるものでございます。なお、  
施行期日は全て令和元年6月1日でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、議案第35号の質疑を行います。

それでは質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、議案第35号：愛西市税条例の一部改正について質疑をいたします。

まず、特例控除対象寄附金ということで、ふるさと納税についてだということが今わかったんですが、総務省の指定を受けた自治体についてということになります。総務省が指定をする条件、どういう条件であれば指定がされて、どういう条件であれば指定がされないのかについてまずお伺いをいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

基準といたしまして3点ございます。

ふるさと納税の募集を適正に実施すること、内容については総務大臣が定めます。返礼品は返礼割合3割以下とすること。返礼品は地場産品とすること。以上でございます。

○18番（河合克平君）

この指定についての基準が今3点わかりましたが、愛西市の場合は、この3点をそのまま持って指定を受けるという前提であると思いますが、もし指定が外れた場合、どのように控除が変わってくるのか、ふるさと納税で今受けられている、適用されている控除とは違う金額になるのかお伺いをいたします。

あと、今、と思いますがと言いましたけど、愛西市としてはこの規定どおりで指定を受けるつもりであろうということの確認と、あと全国的には指定を受けない可能性のあるところがあるかとわかっていれば教えてください。

○総務部長（奥田哲弘君）

まず愛西市の方針、動きでございますが、総務大臣に申請書を4月4日に既に出してございます。それに伴い、5月14日付で総務大臣より指定の通知を受けております。

先ほど全国の流れの中では、既に報道等でも広くされているわけでございますが、まず東京都はそういったものに手を挙げていません。それと全国で4団体、大阪の泉佐野市、静岡県小山町、和歌山の高野町、佐賀県みやき町、よく報道に出てまいります。その4団体については除外がされました。

なお、当然この制度を総務省が新たに6月から行いますので、この制度に乗れなければそこに寄附した方は税控除は受けられません。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。議案第35号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第21・同意第1号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第1号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員・川崎修一は、6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出でございます。

氏名、川崎修一。

提案の理由といたしましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。別紙履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、同意第1号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第1号につきましては人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号を採決いたします。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第22・同意第2号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員・杉方南衣は、6月30日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出でございます。

氏名、杉方南衣。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。

別紙履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・諮問第1号及び日程第24・諮問第2号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第23・諮問第1号及び日程第24・諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・加藤貞夫は、9月30日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、加藤貞夫。

諮問の理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいております。よろしく願いいたします。

続きまして、諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・水谷二三子は、9月30日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名といたしまして、濱田恵美子。

諮問の理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

別紙履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、諮問第1号及び諮問第2号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号及び諮問第2号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、6月4日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時55分 散会